

陳情文書表

令和5年第3回神奈川県議会定例会

令和5年9月7日

陳情番号	7	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	台湾有事に関する意見書を日本政府へ提出することを求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市金沢区泥亀1-28-E607 幸福実現党神奈川県本部 統括支部代表 壹岐愛子 外1,115人		
<p>要旨</p> <p>1 「台湾有事は日本有事」であるとの認識の下、日本政府として、台湾有事の際は「存立危機事態に該当する」と認定し、自衛隊に防衛出動を命じるとの立場を明確にすること。台湾防衛に向けても、防衛費の早期倍増、南西諸島などの防衛体制を大幅に強化すること。</p> <p>2 「台湾関係法」を制定し、政府間のつながりを明確にし、安全保障面での連携を取れるようにすること。</p> <p>理由</p> <p>中国政府は軍備を急拡張し、力による現状変更を試みています。特に沖縄周辺では、台湾有事が懸念され、7月6日には中国の習近平国家主席が、対台湾作戦を担う東部戦区の将兵に「戦争に備えよ」などと指示したことが明らかになっています。</p> <p>この台湾有事の問題から、我が国も無関係ではられません。我が国の領土は中国にとっての重要な防衛ラインである第一列島線上にあり、万が一にも中国が台湾侵攻を開始すれば、日本国民も突然有事の波に飲み込まれてしまいます。</p> <p>さらに、台湾が中国の手に落ちるようなことがあれば、日本に食糧やエネルギー資源を運ぶシーレーンを中国に抑えられるほか、地理的に近接する沖縄が連鎖的に中国に狙われることとなります。まさに、台湾有事は日本の危機に直結するのです。中国が台湾に侵攻した場合、日本政府は「存立危機事態に該当する」と認定して、自衛隊を防衛出動させるという立場を明確にするほか、日米台の共同訓練を実施するなど、備えを万全にしなければなりません。</p> <p>そもそも、日本と台湾の間には現在、正式な国交がないために、議員間交流なども非公式な枠組みに止まっています。台湾有事に備えて、日本は「台湾関係法」を直ちに制定して、安全保障上の協力関係を構築すべきです。</p> <p>日本と台湾が断交してすでに半世紀が過ぎておりますが、元来、台湾は日本の良き友人であり、兄弟でもあります。私たちの激しい台湾に対する熱い思いを、台湾に、そして国際社会にしっかりと届けることで「自由・民主・信仰」という共通の普遍的な価値観を持つ国家と連携する動きを強めるべきと、私たちは考えます。日本国民や、我が県民の平和と安全を守るためにも、上記内容の意見書を可決し、政府へ提出して頂きますよう要望いたします。</p>			

陳情番号	8	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	旧姓の通称使用の拡充を周知し、「第5次男女共同参画基本計画」に沿った政策推進を求める意見書提出についての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	川崎市川崎区渡田向町20-3 田 邊 千司子		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>旧姓の通称使用の拡充を周知し、「第5次男女共同参画基本計画」に沿った政策推進を求める意見書を提出して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>現在、結婚に当たってはほとんどの場合、女性が改姓をしています。女性の社会進出が進む中、勤務先や日常生活での不便さを訴える声は少なくはありません。</p> <p>各省庁はすでに運転免許証や住民票、マイナンバーカード、パスポート、法人登記簿などについて旧姓併記ができるように改めており、多くの企業が職場での旧姓の通称使用を認めています。しかしながら、旧姓の通称使用は法律に基づいていないために、例えば民間公益法人の資格や金融機関など、旧姓の通称使用を認めていないケースがあります。</p> <p>政府は令和2年、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定し、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じる事のないよう、引き続きの旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」と明記しました。</p> <p>つきましては、政府及び国の関係機関に、旧姓の通称使用の拡大に向けた現実的な制度の導入などを求める意見書を貴議会として提出して頂きますようお願い致します。</p>			

陳情番号	9	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	神奈川県営の30代以下の若者向けの発達障害者の当事者会の開設を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>30代以下の若者向け発達障害者のための神奈川県営の当事者会を開設するよう神奈川県に求める。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>最近発達障害者が増加しています。東京では、発達障害者の当事者会がありますが、神奈川県は、発達障害者の当事者会が少なく、特に30代以下を対象にした当事者会がとても少ないです。</p> <p>神奈川県が30代以下の発達障害者のための神奈川県営の当事者会を開設して当事者同士の交流を深めたり共有できる場をつくるべきだと思います。</p>			

陳情番号	10	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫		
<p>【陳情項目】</p> <p>2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。</p> <p>【陳情の理由、経緯など】</p> <p>6月2日、番号法等改定法案が成立し、同月9日に公布されました。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードを巡り、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、保険証廃止への反対が5～6割という結果を示しています。</p> <p>特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1回目）では、トラブルを経験したとの回答が7割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約6割あり、「無効」を理由に一旦10割負担を求めたケースが7%ありました。2回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が15%あったことも明らかになりました。</p> <p>そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要な不可欠な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・</p>			

原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長あてに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認証」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

この他、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱えていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上

陳情番号	11	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井健三郎		
<p><陳情の要旨></p> <p>①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止してください。また、住民の大切な個人情報に預かる執務室内に立ち入り、配達・集金が行われないようにしてください。</p> <p>②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通知するなど指導を徹底してください。</p> <p>③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。</p> <p><陳情理由></p> <p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。</p> <p>各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚がくしています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。</p> <p>全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、神奈川県においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。</p>			